

## 緑地面積率

### ■函館市工場立地法第4条の2第1項に基づく準則を定める条例

区域	区域の範囲	緑地面積の敷地面積に対する割合
準工業地域	都市計画法第8条第1項第1号の準工業地域	100分の10以上
工業地域	都市計画法第8条第1項第1号の工業地域および工業専用地域	100分の5以上
用途指定外地域	都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の定めのない地域	100分の5以上

## 環境施設面積率

### ■函館市工場立地法第4条の2第1項に基づく準則を定める条例

区域	区域の範囲	環境施設面積の敷地面積に対する割合
準工業地域	都市計画法第8条第1項第1号の準工業地域	100分の15以上
工業地域	都市計画法第8条第1項第1号の工業地域および工業専用地域	100分の10以上
用途指定外地域	都市計画法第8条第1項第1号の用途地域の定めのない地域	100分の10以上

※詳しくは、函館市経済部工業振興課までお問い合わせ下さい。